

徴収猶予の特例制度の申請について

令和2年5月1日

令和2年9月4日修正

徴収猶予の特例制度について

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化されました。徴収猶予の特例を申請することにより、1年間に限り市税の徴収が猶予されることになります。

特例制度の特徴

- ・ 担保の提供は不要です。
- ・ 猶予期間中の延滞金が全額免除されます。

猶予が許可された場合

- ・ 納期限の翌日から1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ・ 猶予した市税について、新たな督促や差押え等の滞納処分が行われません。
- ・ 猶予期間に発生した延滞金は、その全額が免除されます。

特例制度を受けるための要件等

徴収猶予の特例制度を受けるための要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が相当程度減少し、かつ、一時に納付または納入することが困難である方が申請することができます。

次の①、②をいずれも満たす方が対象です。

①事業等（事業売上、給与収入等）に係る収入が相当程度減少

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難であること

納税を行うことにより少なくとも、向こう半年間の事業資金や生活資金等について、困難と認められる場合であること（申請書により納付可能額の判定を行います）。

申請期限

法施行日から2か月後、または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

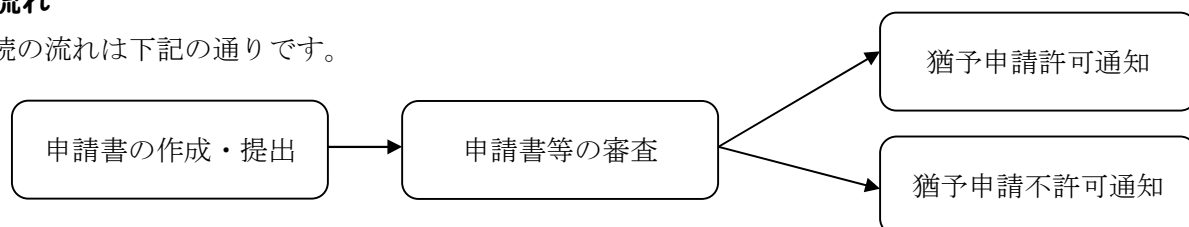
対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する、全ての市税が対象となります。

※注意 令和2年9月4日に政令が改正されたため、令和2年度市道民税4期も徴収猶予の特例制度の対象となりました。

手続の流れ

手続の流れは下記の通りです。



申請書の作成・提出

下記の書類を作成し提出してください。

①徴収猶予申請書^特

②添付資料 事業収入の減少等の事実があることを証する書類

(売上帳、給与明細、預金通帳のコピー等)

一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等)

※資料の提出が困難な場合は、口頭によりお伺いしますので提出は不要です。

提出方法 窓口、郵送、e L T A Xのいずれかでの提出

※e L T A Xでの申請については、下記のホームページをご確認ください。

地方税共同機構 <https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>

提出先 室蘭市役所 市税課債権管理係 電話0143-25-3177

〒051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1F

申請書等の審査

提出された申請書・添付資料等の内容を確認し猶予の許可／不許可、及び猶予を許可する金額や期間等の審査を行います。なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

猶予申請許可通知

猶予が許可された場合は、「徴収猶予許可通知書」が送付されます。

※猶予期間内における納付や分割納付等、状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

※申請が許可された場合でも一定の要件(破産・競売等)により猶予が取消しされる場合があります。

猶予申請不許可通知

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には「徴収猶予不許可通知書」が送付されます。

※上記の「特例制度」の申請が不許可となった場合でも、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のケースに該当する場合は、通常の徴収猶予制度があります。

- 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ご本人、またはご家族が病気にかかった場合
- 事業を廃止し、または休止した場合
- 事業に著しい損失を受けた場合

その他

申請していただいた内容をもとに、猶予の審査を行いますが、審査に当たり職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

記載に当たってご不明な点がある場合は、担当係までお問い合わせいただくか、職員が聞き取りをしながら記載しますのでご来庁ください。

また、上記の徴収猶予の特例制度、通常の徴収猶予のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、担当係にご相談ください。